

秋田県職員互助会公益事業助成事業実施要綱

(目的)

第1条 県内の民間団体（会社法人を除く）が行う広く県民を対象とした公益事業に対し助成することにより、公益の増進に寄与することを目的とする。

(助成の対象)

第2条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第4号に規定する公益目的事業に該当する事業であること。
- (2) 県の施策と密接な関連がある事業であること。
- (3) 県民を対象とし、地域興し事業等地方自治の振興に資する事業であること。
- (4) 一般財団法人秋田県職員互助会（以下「互助会」という。）の会員の参加が見込める等互助会が助成を行う事業としてふさわしい事業であること。

2 前項にかかわらず、他の助成制度による助成を受けようとする事業及び本事業による助成を3回以上にわたり受けた団体が行う事業については、助成の対象としないものとする。

(対象経費及び限度額)

第3条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、事業に直接必要な経費のうち、次の各号に掲げるものを除くものとする。

- (1) 当該団体の経常的な運営経費
- (2) 施設の建設、改良及び維持に係る経費
- (3) 助成事業に使用する以外に利用可能な備品の購入経費
- (4) 酒席及び会食に係る経費
- (5) 前各号に掲げる経費のほか、互助会の理事長（以下単に「理事長」という。）が不適当と認めるもの

2 助成する場合の助成率は、対象経費の10分の10以内とする。

3 事業1件当たりの助成額は100万円以内とし、全体の事業費は、予算の範囲を超えない額とする。

4 第6条第1項により決定した助成額は、対象経費が増額された場合においても、増額しないものとする。

(推薦)

第4条 理事長は、助成事業について秋田県行政組織規則第3条に定める課及び室の長並びに各地域振興局長（以下「県の機関」という。）に推薦を依頼することができる。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「事業主体」という。）は、助成金交付申請書（様式1）に次に掲げる書類を添付し、理事長に提出しなければならない。ただし、前条に規定する推薦を受けている場合は、当該県の機関に申請書を提出するものとする。

(1) 事業実施計画書(様式2)

(2) 収支予算書(様式3)

(選考及び交付決定)

第6条 理事長は、前条の申請があったときは、別に定める選考委員会で審査した結果をもとに、助成する事業及びその助成額を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をした場合には、その結果を事業主体に通知するとともに、第4条の規定による推薦を受けた事業については、当該県の機関にその結果を通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 理事長は、前条第2項の通知をするに当たっては、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 助成金の決定を受けた事業の目的以外に使用しないこと。

(2) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、この要綱に定める必要な手続きの他理事長の指示を確実に履行すること。

(変更等の申請)

第8条 事業主体は、第6条第2項の通知を受けた後、次の各号に掲げる場合には、助成事業変更等申請書(様式4)を速やかに理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の支出が申請額の30%以上減額する見込みとなったとき。

(2) 事業の期間を変更しようとするとき。

(3) 事業の内容を変更しようとするとき。

(4) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(5) 事業に対する助成を辞退しようとするとき。

2 前項第1号及び第2号の申請を行う場合は、事業変更計画書(様式5)及び変更収支予算書(様式6)を添付しなければならない。

(実績報告)

第9条 事業主体は、事業終了後速やかに助成事業実績報告書(様式7)に次に掲げる書類を添付し、理事長に提出するものとする。

(1) 事業実績書(様式8)

(2) 収支精算書(様式9)

(3) 領収書の写しその他の支出を証する書類

(助成金の交付等)

第10条 助成金は、事業の完了確認後交付するものとする。

2 理事長は、前項の規定にかかわらず、目的又は性質により特に必要があると認めるときは、前金払をすることができる。

3 前項に定める前金払の申請は、様式10により行うものとする。

4 助成金の請求は、様式11により行うものとする。

(その他)

第11条 この助成に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

第1条 この要綱は、平成24年2月14日から施行する。

第2条 平成26年度に限り、理事長が特に認める事業については、第3条第3項中「100万円」とあるのは「300万円」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。